

◎新潟県告示第1345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金津4地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
草水沢地区	新潟市秋葉区天ヶ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺入地区	五泉市橋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(1)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四十九沢地区	五泉市橋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
入谷沢地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
安田(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村(追加)地区	柏崎市大字西長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(3)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
町向地区	柏崎市上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）